

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

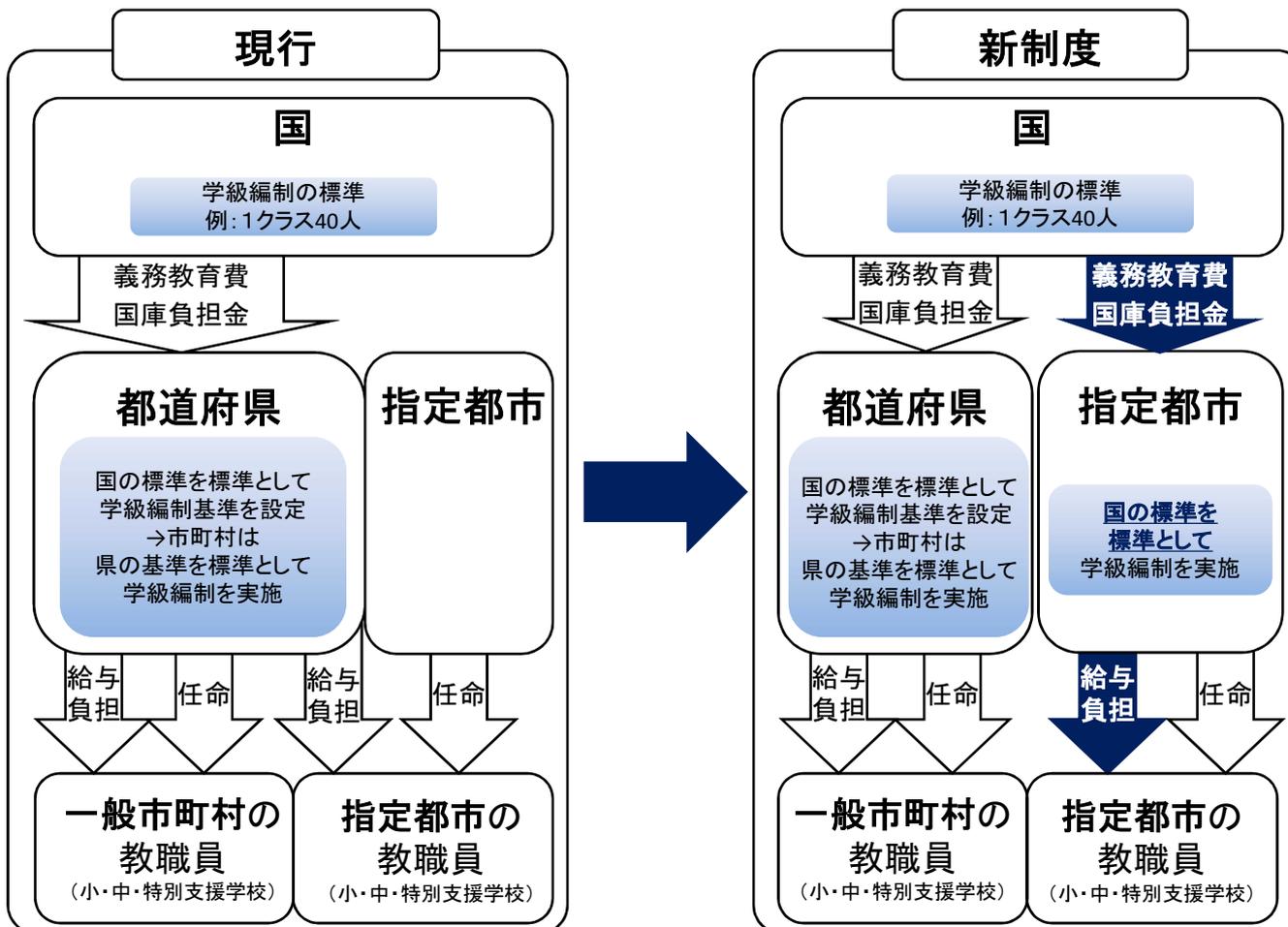
背景

- 現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。
- このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

移譲の決定(閣議決定等)

- 給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、平成25年11月に税源移譲の方策について両者が合意
- 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

権限移譲のイメージ



今後のスケジュール

- 平成29年4月1日: 新制度へ移行。